



'19/秋号 VOL.26

おかもと陽子

守りたい!あなたの生命、生活を



通信

ご要望
お寄せ
ください



発行 岡本陽子 宗像市自由ヶ丘7-6-1 Mail:taiyoudaisukinayoko@gmail.com
責任者 ☎0940-25-5344 URL:http://www.okamoto-youko.jp

「議員と語ろう」に向けて社会常任委員会で勉強会を開催

(9月24日実施)

テーマは、「高齢者が住みやすいまちづくり」2025年には介護人口1万人(福岡県)が減る。地域で支えを

新規に介護認定を受けた人の原因疾患(地域別)	少しずつ進み始めた地域での支え合いの現状	おなかた苑での介護予防説明会(9月)
<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病の重症化が原因 <ul style="list-style-type: none"> ①大島②河東③南郷・東郷 ●認知症が原因 <ul style="list-style-type: none"> ①大島②南郷・東郷 ●ロコモ(下肢筋力低下)が原因 <ul style="list-style-type: none"> ①玄海・池野・岬 ②吉武・赤間・赤間西 	<ul style="list-style-type: none"> ★鐘崎ノーサBAR ★宗寿園福祉バス送迎買物支援 ★吉武福祉の郷づくり会 ★赤間西「あかにこの輪」 ★赤間快堂 ★玄海しゃべりBar ★ゆめクラブ ★アップルサロン ★南の郷クラブ 	<p>「2019 議員と語ろう」 市議会議員全員で毎年1回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ●10月6日(日) 19:00 赤間コミセン ●10月10日(木) 19:00 南郷コミセン ●10月11日(金) 19:00 岬 コミセン

決算の概要

平成30年度歳入歳出決算

- 一般会計と特別会計総計決算額は？
歳入 58,307,084千円 歳出 57,355,754千円
- 自主財源は増えている
市税 10,356,301千円(96,393千円増)
ふるさと寄付金 1,590,573千円(29,076千円増)
- 市債 一般会計は102,298千円増 特別会計は422,646千円減
- 基金額 基金を効果的に運用している。
現在高 22,168,390千円 運用益 396,455千円
- 経常収支比率 3年度続けて財政安定化プランの目標値超え

【監査委員の意見書から】
財政の硬直化が懸念される。財政の状態や経営の成績はこれまでの「良好に推移」とは言い難いが、将来世代には負担を残さない状況である。特筆すべきは、高い扶助費の伸び。限りある経営資源を有効活用し、効率的な行政執行、市民福祉の増進に努めることを望む。

裏面に一般質問を掲載しています。是非ご覧ください。



所有者不明土地問題の解決を

所有者不明土地とは、登記簿から所有者の氏名や所在が直ちに判明しない土地の事である。相続後の未登記などで発生する所有者不明土地が公共事業に必要な土地の買収を困難にする、税金徴収できないなど社会問題になっており、本市においても長期に渡って周辺住民への生活に影響を及ぼしている事案がある。こうした問題は全国でも広がっており、2018年「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立、本年6月から施行となった。「困っている人に対して、行政が市全体の住宅、土地管理ができるとは思わないが行政は市民に寄り添う対応をしたい。」と市長答弁があった。

本市の所有者不明土地の実態は？
田、畑、山林、原野、雑種地、宅地合わせて17人、85筆、10,919,656㎡。所有者不明土地がある為、上下水道完備できず生活雑排水を、垂れ流さざるを得ない。飲料水を飲めないなどの実態もある。



い。山を台
。林つ所
。にな排
。流ぎ水
。さ生口
。ざ活か
。る雑ら
。を排バ
。得水イ
。なをプ

Q.1

回答

特別措置法が成立、施行となったが本市に対する影響は？

団地の私道認定ができないなど公共事業が進まない事例は8ヶ所でそのうち1ヶ所は市道認定したところもある。現在進めている公共事業に関しては所有者不明土地により支障出ていないが、この法律で定める制度を活用することで所有者不明土地の利活用や適正管理、公共事業の円滑実施が図られると認識しているとの答弁があった。

Q.2

回答

所有者不明による税金徴収困難なケース、相続未登記による課税が困難な土地に関する対策は？

転出先、転居先が追えないなどの理由により所有者特定が困難な場合は、住民票、戸籍附票、住基台帳ネットワークシステム調査、現地調査等により納税義務者の住所や居所を把握し納税通知書を送付する。相続登記の手続きの円滑化を図るための広報、セミナー実施。相続人が存在せず納税通知書を送ることができない場合、課税保留となる。その場合、相続財産管理人制度を活用する等の答弁があった。

所有者が管理できない空地、空家対策は



近隣の人が草刈り（200坪）

個人の所有権があり、勝手に他人の宅地に入れられないという状況があるにも関わらず、所有者が管理できないという意思表示がある空地、空家において近隣住民がその管理を負担せざるを得なくなっている。こうした問題には行政が直接関わって対処するのが困難。重要な課題であるため協議会でも議論を進める。先例が少ない中、倒壊、保安上危険となる空家6軒のうち2軒、略式代執行により解体撤去した経緯はありと答弁があった。



草刈りしないままの宅地

